

長期脱炭素電源オークションの監視について (応札年度2026年度)

2026年9月17日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

1. 応札価格の監視

2. 他市場収益の還付の監視

応札価格について

- 長期脱炭素電源オークションガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、応札価格に織り込むことが認められるコストは、①**資本費**、②**運転維持費**、③**資本コスト**とされています。
- **資本費・運転維持費**については、次ページの例示に関わらず、原則として、発電量に応じて発生するコストである可変費ではなく※、**発電所の建設又は維持管理に必要な固定費**として合理的に説明することが可能なものであれば、**応札価格に算入可能**です。

※水素・アンモニア・CCS付火力については、可変費の一部も、ガイドラインに基づき算入可能。

応札価格に織り込むことが認められるコスト

- ガイドラインでは、応札価格に織り込むことが認められるコストとして、以下のとおり記載されています。
- 各項目に算入できる費用の詳細については、ガイドラインをご覧ください。

項目		説明
資本費	建設費	発電設備・燃料受入設備・燃料保管設備・燃料供給設備などの新たな脱炭素電源の稼働に資する設備の建設費の110%の金額
	系統接続費	最新の工事費負担金の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額
	廃棄費用	太陽光は、1万円/kW。洋上風力は、海洋における施工費の70%の金額と陸上設備の建設費の5%の金額の合計金額。原子力は、建設費の11%の金額。その他の電源種は、建設費の5%の金額
運転維持費	固定資産税	当該電源を制度適用期間において保有することによって発生する固定資産税額
	人件費	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる人員に対する給料手当等
	修繕費	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる修繕費
	発電側課金	当該電源を制度適用期間において保有することによって発生する発電側課金のうち、kW課金部分の金額
	事業税	当該電源を制度適用期間において維持することによって発生する事業税の額
	その他のコスト（委託費・消耗品費等）	当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となるその他のコスト
	可変費	水素・アンモニアの燃料費（LNG・石炭との価格差部分）、CCSにおけるCO2分離回収に要する燃料費等や輸送・貯留に係る費用
資本コスト		応札時点において、将来の上記の費用（①資本費、②運転維持費）の支出計画を作成し、電源種ごとの税引前WACCが確保できるような均等化コスト（円/kW/年）と、単純平均コスト（円/kW/年）の差額

応札フォーマットの提出について

- 応札を予定している事業者は、**当委員会HPから応札フォーマット（Excel様式）をダウンロードし、同フォーマットに必要事項を記入して当委員会に提出する準備**を行ってください。
- なお、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、**監視対象は、落札候補となる応札案件全件※の応札価格**となります。
 - ※ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取下げに備え、必要に応じて監視対象の案件を若干追加することがあります。
- 応札の受付期間終了後、**当委員会より連絡を受けた事業者は、落札候補対象となった電源について記載した応札フォーマットを、当委員会に速やかに提出**してください。

応札価格の監視方法について

- 当委員会は、応札の受付期間終了後、提出された落札候補電源の応札フォーマットを基に、必要に応じてヒアリングなどを実施して、**応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明や、契約書や見積書などの証憑の提出を求める**など、ガイドラインに記載の方法に基づいて監視を行います。
- なお、ガイドラインに記載されている、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」について、**応札価格の監視において参照する2倍の水準の諸元は、次ページ（電力安定供給ワーキンググループ（第6回）参考資料2）のとおりです。**
- また、応札価格の監視における**2倍の水準の計算方法**については、**上記の諸元や発電端設備容量等を元に計算することとされており、その具体的な計算イメージは7ページ（制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ）のとおりです。**

(参考) 応札価格の監視における2倍の水準の諸元

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 電力安定供給ワーキンググループ（第6回）参考資料2より抜粋

		新設・リプレイス等の大規模投資													既設火力の改修				
		太陽光	陸上風力	地熱	洋上風力	一般水力	揚水の新設、LDES	揚水（新設以外）、蓄電池	原子力	LNG	バイオマス	水素（10%以上）	水素専焼	アンモニア専焼	水素（10%以上）	アンモニア（20%以上）	CCS LNG	CCS 石炭	バイオマス
諸元		FIT/FIP制度			発電コスト検証	資源エネルギー庁による調査		予算事業採択案件	発電コスト検証			発電コスト検証等							
資本費	建設費（万円/kW）	15.5	27.5	79 ※新設、全設備更新型 48 ※地下設備流用型	55.6	68.7 ※新設 16.2 ※リプレイス	92.5	41.6	49.4+ 1,844億円 ※追加安全対策費用	28.9 ※基地なし 41.4 ※基地あり	42.9	42.9	168.7	50.4	143.9	25.6	26.7	89.9	19.4
	人件費					1.4 億円/年	2.6 億円/年		24.3 億円/年	4.9 億円/年		4.9 億円/年			4.9億円/年×混焼 比率10%	6.2億円/年 ×混焼比率 20%	4.9億円/年 ×回収率 20%	6.2億円/年 ×回収率 20%	
運転維持費	修繕費					0.1万円/kW/年	0.05万円/kW/年		1.7%/年 (建設費比率)	2.4%/年 (建設費比率)	5.1万円/kW/年	2.4%/年 (建設費比率)			2.0%/年 (建設費比率)	2.4%/年 (建設費比率)	2.0%/年 (建設費比率)		
	諸費								118 億円/年	1.1%/年 (建設費比率)		1.1%/年 (建設費比率)			2.3%/年 (建設費比率)	1.1%/年 (建設費比率)	2.3%/年 (建設費比率)		
	業務分担費（一般管理費）					2.0万円/kW/年	0.2万円/kW/年		13.1%/年 (直接費比率)	14.0%/年 (直接費比率)		14.0%/年 (直接費比率)			12.5%/年 (直接費比率)	14.0%/年 (直接費比率)	12.5%/年 (直接費比率)		
	可変費	－											2.4万円/kW/年	24.0万円/kW/年	11.4万円/kW/年	24.0万円/kW/年	16.6万円/kW/年	※1	※2

※ 上記は、発電コスト検証のデータ（2023年時点）等を基に、2025年（暦年）までの物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した後の数字。

※ 太陽光・地熱は、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」で示されている2026年度以降のFIP基準価格の内訳、陸上風力は、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見」で示されている2027年度以降のFIP基準価格の内訳。

※ 洋上風力は、従来FIP上限価格の諸元を参照していたが、第4回入札では、FIP上限価格の諸元がないため、発電コスト検証のデータを基に、物価変動を建設工事費デフレーターにより補正した後の数字としている。

※ 業務分担費の「直接費比率」とは、「人件費、修繕費、諸費の合計」に対する比率。

※ 既設火力の改修における「建設費比率」の「建設費」は、発電コスト検証における新設時（水素はLNG、アンモニアは石炭、CCSはLNG/石炭）の建設費に、改修の建設費を加算した金額。

※ 水素・アンモニアを国内で製造する案件は、上記の可変費の数値の1/3（建設費と運転維持費と資本コストに大まかに3等分すると仮定）を建設費に加算し、その分を可変費から控除する。

※1 分離回収装置の燃料費0.5万円/kW/年 + 輸送・貯留に係る費用（建設費8.0万円/kW + 人件費1.0億円/年 + 修繕費0.2万円/kW + 諸費0.05万円/kW + 業務分担費14.0%/年（直接費率） + 可変費0.4万円/kW/年）

※2 分離回収装置の燃料費1.3万円/kW/年 + 輸送・貯留に係る費用（建設費18.5万円/kW + 人件費2.6億円/年 + 修繕費0.4万円/kW + 諸費0.1万円/kW + 業務分担費12.5%/年（直接費率） + 可変費1.1万円/kW/年）

(参考) 直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準の計算イメージ

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十一次中間とりまとめより抜粋

	発電コスト検証 のLNG火力の諸元	あるLNG火力の案件 の2倍の水準
出力	モデルプラントの定格出力 85万kW	あるLNG火力の案件の 定格出力 100万kW 送電端設備容量 95万kW
建設費	16.1万円/kW	16.1万円/kW×100万kW×2倍
人件費	6.2億円/年	6.2億円/年×2倍
修繕費	2.4%/年 (建設費における比率)	16.1万円/kW×100万kW×2.4%/年×2倍
諸費	1.1%/年 (建設費における比率)	16.1万円/kW×100万kW×1.1%/年×2倍
業務分担費	12.0%/年 (直接費における比率)	(6.2億円/年 + 16.1万円/kW×100万kW×2.4%/年 + 16.1万円/kW×100万kW×1.1%/年) × 12.0%/年 × 2倍

※発電コスト検証の諸元で表記されている単位（「円」、「円/kW」、「円/年」、「円/kW/年」、「%/年」）に基づき計算。

(参考) 長期脱炭素電源オークションガイドライン

資源エネルギー庁 長期脱炭素電源オークションガイドライン (抜粋)

4. 監視

(3) 応札価格の監視方法

応札の受付期間終了後に、落札候補案件について、応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。事業者はこれに速やかに応じ、資料の提出を行う。

また、費用項目に応じて、以下の監視を行う。

① 建設費、人件費、修繕費、その他のコスト（委託費、消耗品費等）、可変費

代表印が押された信頼できる証憑等の必要書類が揃っていることを前提として、以下のとおり監視を行う。

競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。

競争を伴う入札や相見積もりが未実施（予定価格のみ存在）の場合や特命発注を行う場合（特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認）は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めない。上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

② 系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、資本コスト

上述の応札価格に織り込むことが認められるコストにおいて定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。

応札価格の監視結果

- 当委員会による応札価格の監視の結果、個別の費用項目について応札価格に含めることが認められない金額が生じた場合には、事業者及び電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）に対して、その旨を通知します。
- 上記の通知を受けた事業者は、その内容を反映した応札価格を再度算定し、当委員会の確認を経た上で、その金額を応札価格とし、当委員会から通知があった日から14日以内に、広域機関に応札価格の修正を申し出てください。
- ただし、一部の費用について応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と判断した場合は、当委員会から通知があった日から14日以内に、当委員会と広域機関に応札の取下げを申し出ること、応札の取下げが可能※です。
※応札の取下げによって追加的に監視が必要となった場合には、新たに落札候補となった案件について監視を行います。
- 落札候補電源の全ての監視が終了した場合、事業者及び広域機関に対し、その監視終了について通知します。

電力・ガス取引監視等委員会HPについて

- 当委員会が配布予定の応札フォーマット（案）については、**当委員会ホームページに掲載し、意見募集（記載方法に関する質問を含む。）**を実施する予定です。お寄せいただいた御意見等を踏まえ、必要に応じて応札フォーマットを修正の上、**改めて当委員会ホームページに掲載**します。

＜参考＞ 意見募集概要（※詳細はホームページをご覧ください。）

◆当委員会ホームページ

<https://www.egc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/index.html>

◆募集期間

2026年11月中旬～12月中旬（予定）

(参考) 「応札価格に含めることが認められない項目」の例

＜建設費＞

- 供給力提供開始年度に発生する運転維持費（可変費を除く）。
- 「使用を継続する設備の残存簿価」について、土地・電話加入権などの非償却資産。
- ガイドラインで認められた予備費の範囲を超える部分。
- 共通設備に係る費用のうち、適切な按分計算に基づく金額を超える部分。
- 経年改修費のうち、想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ設備・機器の費用について、制度適用期間を超える期間に対応する部分。

＜運転維持費＞

- 人件費のうち「2倍の水準」を超える部分について、人員数や単価などを確認するとともに、賃金水準に関する統計データとの比較などを行った結果、合理的な理由があるとは認められない部分。

＜資本コスト＞

- ガイドラインで認められた資本コストの範囲を超える部分

＜共通＞

- バックデータのセル参照誤りなどによって過大に算定していた部分。
- 消費税込みで計算された費用について、その消費税分。
- 制度適用期間における物価変動分。

1. 応札価格の監視

2. 他市場収益の還付の監視

他市場収益の監視について

- 本制度では、容量提供事業者は、**実際その他市場収益の約9割を電力広域的運営推進機関**（以下「広域機関」という。）**に対して還付**するため、**年度ごとの実際その他市場収益の金額（実際その他市場収入－実際の可変費）を当委員会に報告**することとされています。
- この報告内容が適正なものとなっているかを確認するため、当委員会は、①**相対契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に相対契約に係る規律の監視**、②**実需給年度の翌年度に実際その他市場収益の監視**を行います。

①相対契約に係る規律の監視

- 本制度では、実際その他市場収益の約 9 割を還付することとされており、実際その他市場収益（実際その他市場収入－実際の可変費）の算出に当たっては、相対契約や各種市場から得た収入額を用いることとされています。
- 相対契約に基づく収入については、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、一定の規律が設けられており、①**無差別規律（無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること）**、又は、②**市場価格規律（市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であること）**のいずれかの規律※¹を満たしているか、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に当委員会の監視※²を受ける必要があります。

※1 当委員会に対する卸取引に関する内外無差別な卸売のコミットメントを行っている事業者は、当該事業者の小売部門又はグループ内の事業者を対象に含めて交渉・契約締結する場合は、①無差別規律のみ適用可。ただし、当委員会にて内外無差別な卸売の対象外と整理された電源については、②市場価格規律も適用可。

※2 監視方法については、当委員会「長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ」等を参照。

- なお、上記の規律が守られていない場合、他市場収益の計算は、「**スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額**」を元に行います。

① 相対契約に係る規律の監視：監視フロー

- 落札事業者は、相対契約を締結した場合には、**速やかに契約書等の証憑類を当委員会に対して提出してください※1。**

※1 仮に、落札事業者が相対契約を締結したにもかかわらず、当委員会に契約書等の証憑類を提出しない場合、ガイドラインに照らし、実際の他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行います。また、合理的理由なく提出を行わない場合は、容量確保契約の解除につながる可能性もあります。

- 落札事業者が契約書等の証憑類を当委員会に提出した後に、**当委員会は、その内容が規律を満たしているかについて監視し、当該事業者に対してその結果を通知します。**
- 当委員会から落札事業者に監視結果を通知後、**異議申立プロセスを経て、監視結果を確定します。**

相対契約に係る規律の監視に係るフローイメージ※2



※2 具体的な監視スケジュールについては別途公表。

① 相対契約に係る規律の監視：無差別規律の監視方針

- 社内・グループ内に小売部門が存在する落札事業者が、当該小売部門を含めて販売する場合は、当該契約内容について、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」（以下「内外無差別の評価方針」という。）を基に、取引条件や契約価格の面から内外無差別性を評価します。
- 社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、又は、社内・グループ内に小売部門が存在するものの、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者については、当該契約内容について、内外無差別の評価方針を準用した評価方針を基に、取引条件や契約価格の面から社外・グループ外同士の無差別性を評価します。
- 内外無差別の評価方針に基づく評価については、当委員会において2021年6月から実施している旧一般電気事業者及びJERAによる内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく取組状況及びその評価（内外無差別フォローアップ）の結果等を参照してください。

＜参考＞ これまでの内外無差別フォローアップ結果について

◆ 当委員会ホームページ

<https://www.egc.meti.go.jp/info/business/naigaimusabetsu/index.html>

(参考) 現時点での内外無差別の評価方針の 準用方針

電力・ガス取引監視等委員会
長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益
の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ
(2025年7月31日) より抜粋

- ・ 社外・グループ外同士の無差別性の評価における、2025年7月時点の内外無差別の評価方針の準用方針は以下の表のとおり。
- ・ 確認項目のうち20項目は、社内・グループ内に小売部門が存在するが故に設定されたもの。これらは、社外・グループ外同士の無差別性の評価においては適用外となる。残る12項目については、社外・グループ外同士の無差別性の評価の趣旨を踏まえ、文言を微修正し適用する（例：確認項目1については、「内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」⇒「無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか」）。

確認観点		確認項目		準用方針案
A	交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	修正
		2	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	修正
B	卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	修正
		4	卸標準メニューの外側で自社小売（グループ内小売）向けに電源を確保していないか	修正
		5	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか	適用外
		6	卸売のポートフォリオ（各卸売商品の期間と割合（販売計画及び契約実績））に合理的な理由があるか	適用外
		7	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉し、契約締結されたか（大きな乖離がないか）	修正
		8	容量市場収入の控除の考え方が内外無差別であるか	適用外
C	情報遮断等	9	情報遮断の社内規程及び社内取引の条件を定めた文書が存在するか	適用外
		10	情報遮断の取組を実施しているか	適用外
		11	社内外で卸取引の担当部門が同一か	適用外
D	オプション価値	12	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量及び期限）が設定されているか	修正
		13	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	適用外

(参考) 現時点での内外無差別の評価方針の 準用方針 (続き)

電力・ガス取引監視等委員会
長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益
の監視の在り方に関する検討会 とりまとめ
(2025年7月31日) より抜粋

確認観点		確認項目		準用方針案
E	転売禁止	14	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
F	エリア内限定の供給等	15	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	修正
G	価格以外の価値基準 (与信評価及び取引実績評価)	16	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	適用外
		17	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	適用外
		18	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	適用外
		19	その他の価格以外の評価基準により、社内に有利な評価を行っていないか	適用外
H	一律の価格（体系）での販売に 特有の確認項目	20	最低購入単位は合理的か（明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか）	適用外
		21	希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	適用外
I	入札制に特有の確認項目	22	自社及びグループ内小売が入札に参加しているか	適用外
		23	最低価格は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
		24	予定供出量は社内外ともに公表又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	適用外
J	ブローカー制に特有の確認項目	25	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		26	売りについて明らかに自社小売しか買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	適用外
		27	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか	適用外
K	相対交渉に特有の確認項目	28	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較し、評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	修正
		29	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせずに契約可否を通知したか	修正
L	相対卸契約価格（結果）	30	結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっていないか	修正
M	小売価格への反映	31	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む）に反映されているか	適用外
N	長期脱炭素電源オークション 特有	32	売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に安く設定されていないか	修正

② 実際の他市場収益の監視

- 実際の他市場収益の監視においては、**各事業年度終了後、当委員会の求めに応じて、実際の他市場収益（実際の他市場収入－実際の可変費）の金額及び算定根拠となる証憑を、当委員会に報告・提出する必要があります※。**

※ 実際の他市場収益の金額について、他市場収益の還付額算定フォーマットに数値を記入する形での提出を求めることを想定しています。同フォーマットについて、意見募集を実施した上で当委員会ホームページにて公表予定。

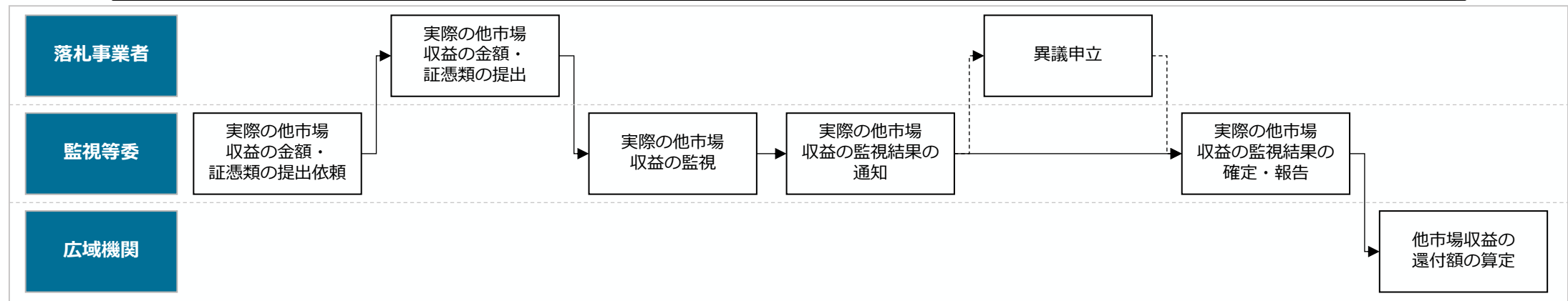
- 当委員会は、**提出された実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を確認した上で、実際の他市場収入と実際の可変費が適正なものとなっているかを確認します。**また、実際の他市場収入のうち**相対契約に基づく収入については、前述の規律を満たした契約に基づき実際に収入を得ているか**について確認します。
- また、可変費やその他収入※を用いた意図的な他市場収益の還付逃れを防止する観点から、**可変費が不当に高い金額となっていないか、その他収入が不当に低い金額となっていないか**についても、当委員会で確認します。なお、特異な金額となっている場合には、合理的な理由があると認められる場合を除き、**特異な金額を控除又は加算した額を、他市場収益の計算に用いる可変費やその他収入とします。**

※ 他市場収入に含まれる、応札価格に算入した設備や物品等を利用して得た収入（P.22参照）

②実際の他市場収益の監視：監視フロー

- 前頁のとおり、当委員会が実際の他市場収益の監視を行った後、広域機関に報告する前のタイミングで、当委員会から落札事業者に監視結果を通知します。
- 当委員会から落札事業者に監視結果を通知後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定します。

他市場収益の監視に係るフローイメージ※



※ 具体的な監視スケジュールについては、実務を踏まえ、広域機関と調整した上で公表。

(参考) 他市場収入・可変費の適用範囲

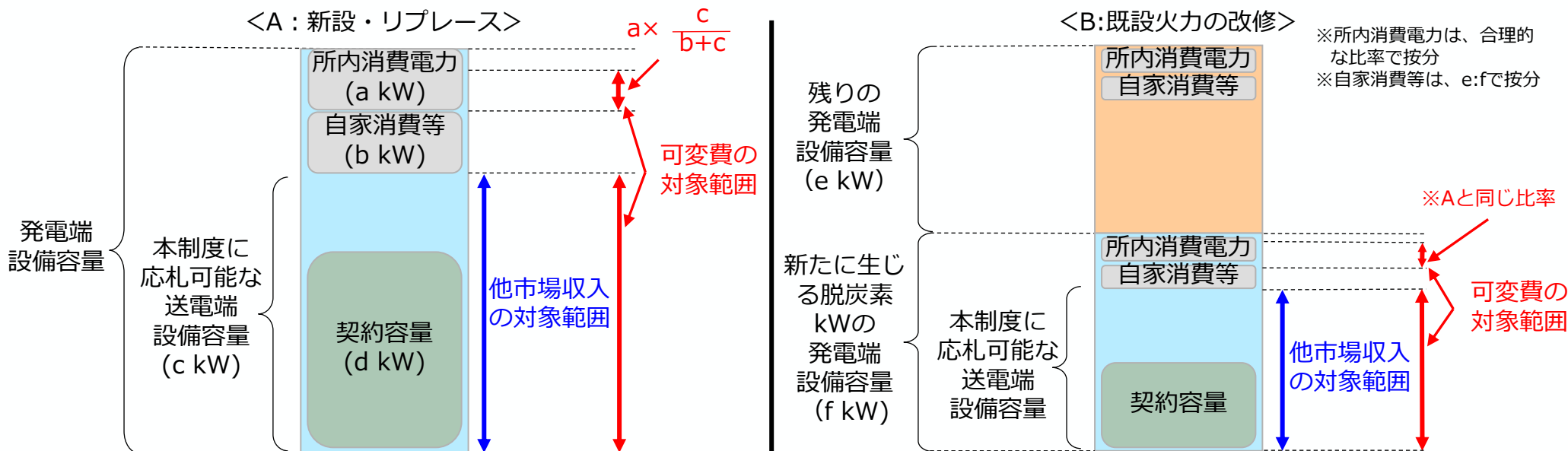
- 他市場収益を算定する際の「他市場収入」と「可変費」の対象範囲は、基本的には、**電源全体**※（既設火力の改修案件の場合は、新たに生じる脱炭素kW）から生じる他市場収入・可変費が対象となります。

※ 契約容量以上の設備容量が存在する場合でも、設備全体の建設費を応札価格に算入することが可能であるため、他市場収入・可変費の範囲も電源全体となります。

- ただし、**「自家消費等」が存在する場合**は、**その分を控除した以下の範囲**となります。

他市場収入：本制度に応札可能な送電端設備容量から生じる他市場収入。

可変費：本制度に応札可能な送電端設備容量から生じる可変費に加えて、所内消費電力の一部（比率は以下の図を参照）から生じる可変費。



※ 1) 第11次中間とりまとめP30・図32を基に作成。

※ 2) 「自家消費等」とは、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量や、発電所から発生する熱を熱供給する場合の熱需要に供する容量、FIT/FIP に供する容量を意味する。

(参考) 他市場収入及び可変費として認められる費目例

- 他市場収入は、**kWh収入、ΔkW収入、非化石価値収入及びその他収入**であるとされており、制度検討作業部会等の資料や当委員会ホームページにおいて、下表の費目について他市場収入として認められると公表しています※1。
- 可変費は、一般的には、**電源全体の発電量に応じて可変的に発生する費用**ですが、「制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ」（2023年6月）で、**kWhや非化石価値の販売によって発生する費用**も可変費として計上する合理性があるとされていることを踏まえ、下表の費目について可変費として認められます※1。

※1 なお、今後新たに他市場収入又は可変費に含まれると考えられる費目が出てきた場合は、上記の考え方にに基づき判断します。

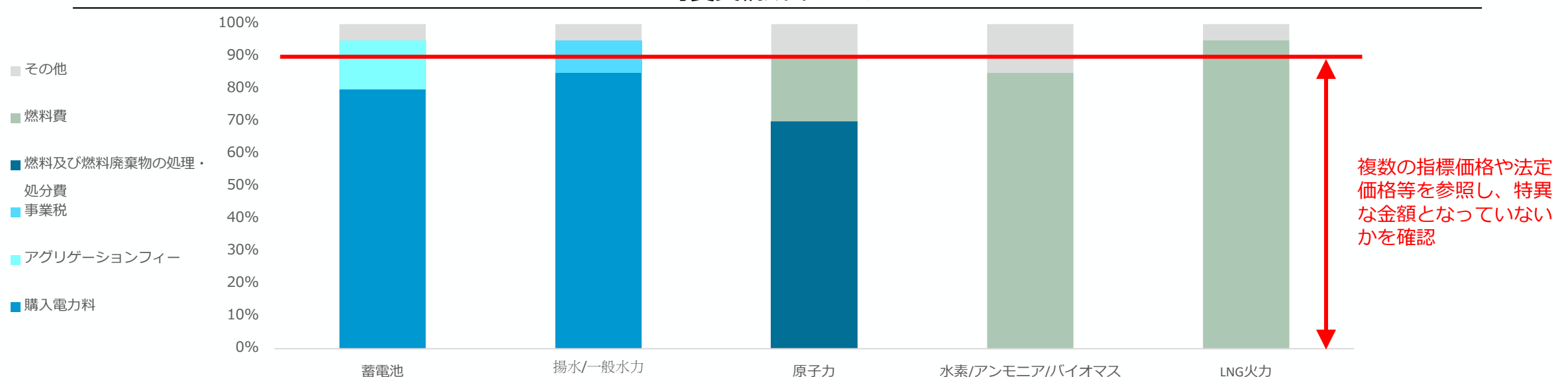
他市場収入	可変費	
	kWhを生み出すため又は生み出したことによって発生する費用（例）	kWhや非化石価値の販売によって発生する費用（例）
kWh収入（スポット市場収入、時間前市場収入、相対収入）	燃料費	ヘッジ差損益
kWh収入・ΔkW収入（需給調整市場収入）	購入電力料	インバランス損益
非化石価値収入（非化石価値取引市場収入、相対収入）	燃料及び燃料廃棄物の処理・処分費	事業税（収入割、所得割※2、付加価値割※2）
保険金収入（利益補填型）	消耗品費	下げ調整電力量料金
ヘッジ差損益	発電側課金（kWh課金部分）	需給調整市場ペナルティ
インバランス損益	アグリゲーションフィー（アグリゲーターに支払う委託報酬）	市場取引手数料
その他収入（応札価格に算入した設備や物品等を利用して得た収入）	LNG委託加工費（従量料金部分）	利益保険料（他市場収益に紐づく利益に対応する部分）

※2 事業税（所得割、付加価値割）については、「制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ」（2023年6月21日）において、「計算ルールに従って計算した金額を、他市場収益の還付の際の『実際の変費』として計上することを認める」と整理されている。

(参考) 可変費の金額の監視方針

- 可変費の監視に当たって、効率的かつ効果的に実施していく観点から、事業者調査で得られている情報及びガイドライン※を踏まえ、以下のとおり対応することとする（Appendix P.27参照）。
 - ① 燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等を参照し、明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。
 - ② ①以外の費目については、他の落札事業者の案件における同じ可変費に比して明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認する。

可変費構成イメージ



※ 2024年8月14日改定版のガイドラインを参照。

(参考) 長期脱炭素電源オークションガイドライン①

資源エネルギー庁 長期脱炭素電源オークションガイドライン（抜粋）

（６）実際その他市場収益の監視方法

監視等委において、以下の①及び②の内容について監視を行う。

①相対契約に係る規律の監視

実際その他市場収入（kWh収入及び非化石価値収入）を相対契約によって得ようとする場合は、意図的に他市場収益を発生させないようにして還付を回避することを防止するため、その相対契約自体が、以下の（ア）と（イ）のいずれかの規律を満たしているか、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に監視等委の監視を受ける必要がある。監視等委の監視に先立ち、落札事業者は、相対契約を締結した場合には、速やかに契約書等の証憑を監視等委に提出する。

こうした規律が満たされていない場合は、実際その他市場収益の計算は、「スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額」を元に行う。

（ア）無差別規律

中長期的な観点を含め、相対契約において発電から得られる利潤を最大化することが本制度に基づく他市場収益の適切な還付につながることを踏まえ、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し内外無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。また、社内・グループ内に小売部門が存在しない場合及び社内・グループ内の小売部門に販売しない場合には、社外・グループ外同士の取引条件を合理的に判断し無差別に電力販売を行い決定された価格となっていること。

（イ）市場価格規律

相対契約の価格も市場価格に影響を受け、最終的には市場価格に収斂することを踏まえると、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であれば、第三者へ販売するのと同等の価格で販売していることが推定されるといえることから、当該水準以上であることを基本として設定した価格となっていること。

なお、市場価格の水準に比して不当に低くない水準とは、以下のいずれかの価格とする。

- ・相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格
- ・相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格

(参考) 長期脱炭素電源オークションガイドライン②

(中略)

②実際の他市場収益の金額及び算定に係る監視

監視等委は、各事業年度終了後に、落札事業者に対して、実際の他市場収入と実際の可変費について、それぞれの算定方法及び算定根拠の説明を求める。落札事業者はこれに応じて、実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を、監視等委に報告・提出する。監視等委は、落札事業者から提出された実際の他市場収益の金額及び算定根拠となる証憑を確認した上で、実際の他市場収入と実際の可変費が適正なものとなっているかを確認する。

なお、可変費についても、不当に高い可変費を計上することにより、他市場収益を低くすることが考えられる。

典型的には、応札事業者が自社グループ会社から購入する際の燃料費を、当該自社グループ会社が独立した外部の第三者から購入した際の燃料費に比して、事実上、還付を回避することを意図して不当に高い金額とすることにより、可変費を不当に高くすることが考えられる。

このような燃料費を用いた意図的な他市場収益の還付逃れを防止する観点から、トーリングに準ずる形の卸契約の場合に限らず、全ての案件について、以下のとおり燃料費の価格を監視する。

- ・電力・ガス取引監視等委員会において、燃料費が、過去の当該案件の燃料費、財務省貿易統計価格、燃料市況価格、直近のコスト検証の諸元となっている燃料費又は他の案件の燃料費に比して明らかに高額となっているなど、特異な金額となっていないことを確認する。

- ・特異な金額となっている場合には、合理的な理由があると認められる場合を除き、特異な金額を控除した額を、他市場収益の計算に用いる燃料費とする。

また、燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格、他の落札事業者の案件における同じ可変費等に比して、明らかに高額となっているなど、特異な金額となっていないことを確認する。特異な金額となっている場合には、上記と同様の扱いとする。

これら以外の可変費やその他収入についても、他の案件の同じ可変費やその他収入に比して明らかに高額又は低額となっているなど、特異な金額となっている場合には、上記と同様の扱いとする。

(参考) 長期脱炭素電源オークションガイドライン③

(7) 実際その他市場収益の監視結果

(6) の①及び②の監視結果について、以下のとおり確定・通知する。

①相対契約に係る規律の監視

監視等委は、落札事業者の相対契約の内容が規律を満たしているかについて監視し、当該落札事業者に対して監視結果を通知する。その後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する。

②実際その他市場収益の金額及び算定に係る監視

監視等委による監視後、広域機関に報告する前のタイミングで、監視等委から落札事業者に監視結果を通知する。その後、異議申立プロセスを経て、監視結果を確定する。

電力・ガス取引監視等委員会HPについて

- 当委員会ホームページに、**応札価格や他市場収益等に関するFAQも掲載（随時更新）**していますので、あわせてご覧ください。

- ◆ 当委員会ホームページ

<https://www.egc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/faq.html>

電力・ガス取引監視等委員会HPについて

- 当委員会が配布予定の応札フォーマット（案）については、**当委員会ホームページに掲載し、意見募集（記載方法に関する質問を含む。）**を実施する予定です。お寄せいただいた御意見等を踏まえ、必要に応じて応札フォーマットを修正の上、**改めて当委員会ホームページに掲載**します。

＜参考＞ 意見募集概要（※詳細はホームページをご覧ください。）

◆当委員会ホームページ

<https://www.egc.meti.go.jp/info/business/decarbonization/index.html>

◆募集期間

2026年11月中旬～12月中旬（予定）